条例の点検・見直しシート

			作成	は年月日		平成24	年6月27日
条例の題名		日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の 意戒免除および出納長等の賠償の責任に基く 債務の免除に関する条例	公	布 日	昭和27年5月30日		
条例番号		昭和27年三重県条例第17号	直近	改正日	改正ない		改正なし
所管部局課		総務部人事課	電	話番号	059-224-210		-224-2103
条例の概要		公務員等の懲戒免除等に関する法律第3条及び第5条 免除及び出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除 である。		その規定に に関し必引	基づき、職員の懲戒 要な事項を定めるもの	条例の 類型	委任型
視点		項目		回答	検 討	内 容	?
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当 性を有している。			いいえ	制定時の目的は達成しており、今後においても 処分可否の検討等に当たって本条例の規定を 用いることはない。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認 められる。			いいえ			
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			いいえ	制定時の目的は達成しており、今後においても 処分可否の検討等に当たって本条例の規定を 用いることはない。		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。		ハな	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で 規定する余地はない。)。			はい	公務員等の懲戒免除等に関する法律第3条及び第5条の規定に基づき必要な事項を定めるものである。但は、制定時の目的は達成しており、今後においても処分可否の検討等に当たって本条例の規定を用いることはない。		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい	公務員等の懲戒免除等 び第5条の規定に基づ		律第3条及
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれ はない(近年の判例動向に適合している。)。			はい		·	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。			はい			
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			はい			
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			該当なし			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。			該当なし			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			いいえ			
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。			いいえ	制定時の目的は達成しており、今後においても 処分可否の検討等に当たって本条例の規定を 用いることはない。		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であっ て、追加すべき規定はない。		7	はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。			はい			
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正であ る。			該当なし			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			該当なし			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。			該当なし			
その	の連携に	内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主 こ配慮している。	体と	該当なし			
佃	市町等力	いら条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		1	
点検・見直し結果	廃止を 検討す る。	理 由 制定時の目的は達成しており、今後においてもの 可否の検討等に当たって本条例の規定を用いる がないことから、廃止が妥当と考える。	见分 必要	「廃止前の は廃止後	記事項 廃止条例附則にて り条例に基づく免除 もなお効力を有する」 する必要があると考え	見直しに関する規定の有無無	有効期限に関する規定の有無無無無無